

税 理 士 法 人 和
社 会 保 険 労 務 士 法 人 和
一 般 社 団 法 人 和

大阪 〒540-0012 大阪市中央区谷町3-1-9MG 大手前ビル 6F
Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京 〒102-0075 東京都千代田区三番町5番地 40・6F
Tel 03-3239-5490 Fax 03-3239-5491

November, 2016

なごみ便り

www.101dog.co.jp

今年の年末調整における変更点 ~マイナンバーの扱い~

1. マイナンバーの取得

今年(平成28年)の年末調整から、従業員へ配布する「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に12桁のマイナンバーの記載が必要になりました。

その際、従業員本人のマイナンバーだけでなく、扶養親族のマイナンバーも記載が必要です。扶養親族以外のマイナンバーを記載されると利用目的外の取得となり、罰則の対象になりますので注意が必要です。

2. 扶養控除等申告書への記載が省略できるケース

既に従業員のマイナンバーを取得している場合は、扶養控除等申告書に記載されるべき従業員本人、控除対象配偶者又は控除対象扶養親族等の氏名及びマイナンバー等を記載した帳簿を備えており、事業者と従業員との間での合意があれば、改めて扶養控除等申告書にマイナンバーを記載する必要はありません(省略することが可能です)。

具体的には、扶養控除等申告書の余白に以下の文言を記載します。

- ① 従業員
「マイナンバーについては給与支払者において、既に提供を受けている従業員等のマイナンバーと相違ない」旨を記載
- ② 事業者
「既に提供を受けている従業員等のマイナンバーを確認した」旨を記載

また、年末調整を行った後に発行する「給与所得の源泉徴収票」は、平成28年より本人と扶養親族のマイナンバーが記載されることに伴い、従来のA6サイズからA5サイズ(従来の2倍の大きさ)に変更されます。但し、マイナンバーを記載するのは税務署提出用のみで、本人交付用については記載してはいけないことになっていますのでご注意ください。

以上のように、今年から年末調整書類にマイナンバーの記載が必要になりますが、従業員によっては情報漏えいを恐れてマイナンバーの提供を拒む場合も考えられます。この場合、次の2段階の対応が必要です。

- ① マイナンバーの提供は法令で定められた義務であることを伝える
- ② 当該提出書類の提出先機関(税務署等)の指示に従う

事業所としては、従業員からマイナンバーを取得する以上、適切に「利用」・「保管」・「廃棄」を行わなければなりません。マイナンバーの管理・運用に少しでも不安があるようでしたら、弊社にご相談ください。

雇用保険の適用拡大について ～平成29年1月1日より65歳以上の方も雇用保険の適用対象となります～

平成29年1月1日より、高齢者の就業意欲の高まりを背景に、これまで雇用保険の適用除外であった65歳以上の方も、1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用見込みがある場合、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用対象となります（保険料は平成31年度末まで免除です）。

対象となる従業員がいる場合、事業所管轄のハローワークへ届出が必要です。

【手続きが必要となるタイミング】

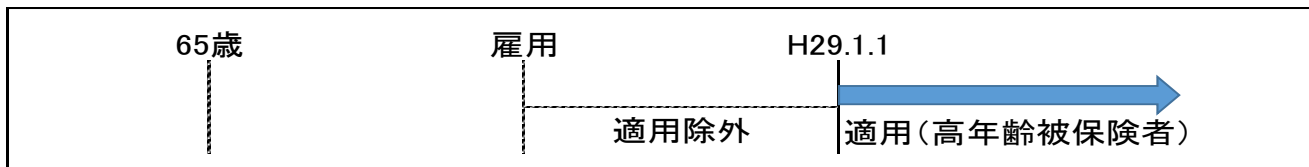
①平成29年1月1日以降に新たに雇用した場合

⇒雇用した時点から適用となるため、雇用した日の翌月10日までに届出が必要です。



②平成28年12月末までに雇用し、平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

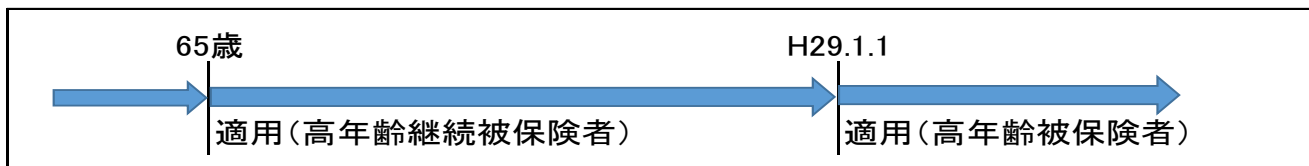
⇒平成29年1月1日より適用となり、平成29年3月31日までに届出が必要です。



③高年齢継続被保険者(※1)である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

(※1) 65歳に達する前から65歳以降も継続して雇用されている被保険者

⇒届出は不要です(自動的に区分変更されます)。



(厚生労働省リーフレットより一部改編)

(文章担当: 床田・金・大北)

～助成金についての注意喚起～

「助成金の申請を代行します。」、

最近このような内容のFAXが事業所に届いたが、どうすれば良いかというご相談をいただいています。

FAXに書いてある連絡先に問い合わせをすると、「助成金申請を代行するので、先に〇〇円を振り込んでください。」との返答をされることがあります。社会保険労務士でない人による詐欺である可能性もありますので、安易に信用せず、不審な点があれば、まずは労働局の助成金関係部署へお問い合わせください(助成金申請代行業務は社会保険労務士でない人が報酬を受けて行なってはならない業務になっています)。

先月のQ. ママにお買い物をお願いされた、なごみ君。スーパーマーケットにて「お会計は310円です。」と言われました。

さて、何を購入したでしょうか？

先月の答え: 砂糖(310)